

## フランス手形法史 (二)

ジャン・イレール著  
小 梁 吉 章 訳

### 第 2 部 譲渡性と為替法の改革

中世末期から、商取引では債権証書を流通させる技術があれこれ模索された。この歩みは緩慢で、17 世紀半ばにようやく実務上、為替手形に裏書と指図文言を用いるという新展開があった。やがて手形割引が加わり、譲渡性の手形がその流通機能ゆえに重要な地位を占めるようになった。この点で二つ明らかになったことがある。本来の原因である通貨交換が重要性を失い、譲渡性が為替手形を延命させたこと、そして、譲渡性が商事あるいは商事以外の分野でも新たな手段のモデルとなったことである。こうした重要な変化によって、譲渡性がこの分野の基礎的な技術となり、為替法の根本的な改革をもたらされた。

#### 1. 17 世紀、18 世紀の為替取引の名の下の譲渡性

この変化は一方で重大な法的問題を引き起こした。譲渡性という新たな視点から為替法を改める必要が生じ、1650 年から 1720 年の間、とくに北ヨーロッパ各国では立法作業が進められた。同様に 1673 年商事王令も「為替手形、為替および供給約束証券」(第 5 章)を規定している。ただし、当時は進化の過程にあり、すべてが理解されていたわけではない。商事王令の規定は、手形を為替契約の履行手段であるとする中世的理解(振出の点でとくに顕著)と(流通と支払において考慮される)譲渡性のもたらす結果との間で分裂していた。しかし、立法に限界があっても、現実の動きは押しとどめら

れなかった。

### A. 為替と振出し

1673年王令(第5章1条)は「…手形が支払われるべき者の名、支払時期、価値を与えた者の名、また受領したのは金銭か証券かそのほかのものを簡潔に」為替手形の上に記載しなければならないと定めている。

奇妙なことに、ここには振出地と支払地が異なる旨を記載するという事項がない。ただし、学者の多くは *distancia loci* を要求しており、実務でも異地払いを為替手形の基本要素と認識していた。学説は手形に為替契約の裏づけがなければ、手形は行使できないとしていた。サヴァリーは、虚偽の日付の為替手形に「公益を害する重大な侵害」があると見ていた。手形学説は為替理論に基づいていたが、また、判例も振出地と支払地に距離的な差がない場合、為替手形と認めなかった。ボルドーのパルルマン(高等法院)が隣村からボルドーに宛てて振り出された手形を為替手形と認めた例はあるが、判例は一般に異地とは、後にポティエが言ったように、ある商業地から他の商業地の間のこととする支配的な意見に従っていた。そうでなければ、手形は単なる貸付であり、為替契約ではなく、為替手形としては無効とされた。

為替であるから、受領価値を細かく記載することが必要であった。価値を記載せずに振り出した為替手形は、高利を隠していた。とくに裏書は新たな危険を表面化させ、問題を投げかけた。譲渡人の立場を保護するため、仮に存在しなくても常に「受領価値×××」と書いたが、これはとくに裏書の場合やとくに倒産の瀬戸際の場合にはきわめて危険なことであった。このような悪弊に対し王令は提供した価値の内容を詳細にすることを求めた。また、この価値は為替手形の原因となるが、王令は金銭ばかりでなく、商品やその他の証券も認めていた。このように実務を追認したことは、為替手形の利用範囲を拡大した。商品を買ひ、相手が要求する場所で代金を支払うため、債務者の一人を名宛人に為替手形を振り出すことで、商人は為替契約と売買契

約の二重の債務を履行することになった。実務では「帳簿上価値」(信用の供与または相殺による支払に対応)、「手許価値」、「価値了解済み」あるいはまた「事業見合い価値」などの文言が使われた。これらの文言は、為替取引の一般概念から外れるものである。学説はこのような記載のある手形に為替手形としての合法性を認めなかった。

手形と為替契約の関係は 1673 年王令にも影響を与え、当事者として「手形が支払われるべき者」と「価値を与えた者」の明確な記載を義務づけた。為替契約の履行手段としての手形という考え方によれば、契約を締結する二者、すなわち価値の提供者と手形を作成する振出人が主要な当事者であった。支払人と受取人はある意味で、契約当事者の受任者に過ぎなかった。王令は手形の存在にとって欠くことのできない要素である振出人については述べておらず、代わりに価値の提供者名を求めた。また、支払人名は必要的記載事項ではなく、所持人名の記載を要した。支払人は支払うべき相手を通知されたのである。しかし、王令の条文は手形というものは「まっすぐに」すなわち唯一の指名された者に対して、指図文言なしに振り出されるべきであるという考えに立っていた。法律が指図文言を手形の有効性に必要な記載事項としなかったことは意味のないことではない。サヴァリーの時代には、指図文言は為替手形の要素ではなく、サヴァリーはこのことを確認する機会を失わなかったのである。王令は伝統に従っていたが、一方、実務は 17 世紀後半に使われた用語が示すように、為替手形に為替契約の機能よりも新たな流通機能の役割を見出し、流通手段として使い始めていた。中世には、一方に、価値の「提供者」、他方に為替手形を振出す価値の「受領者」というように、為替取引のために提供された価値に基づいて当事者が決定された。なお、「受領者」という用語は、古くは価値の提供者(すなわち、手形の受領者)を指し、受領者は「振出人」と呼ばれた。

また、時間に関する記載事項については、王令は支払日のみ記載すれば、為替手形を有効であるとした。振出日の記載がなくても無効ではなかったが、

振出日の記載があることは振出人または名宛人の倒産の場合にはきわめて重要であったので、記載するのが通例であった。一方、支払日は重要とされたが、商慣習に配慮し、手形上には特定日の記載は必要ではなかった。実際は、「一覽」(呈示の翌日、猶予期間なし)、「一覽後×××後に」、「特定日」(さらに猶予期間またはグレース期間として10日が認められた)、「支払う時に」、「定期市で」(これこれの定期市で。文言に特段の定めがないときは、リヨンの定期市の慣習によって)、あるいは「ユーザンスで」(支払地の慣行にしたがって)支払が行われた。

弊害を正そうとするサヴァリーの配慮のせい、王令の規定は断片的なものであるが、為替手形の振出に関する規定は、為替契約の履行という考え方に根ざしていた。同王令は学説や多くの判例から支持されたが、18世紀になると実務から乖離し、反対の方向に向いていた。実務の進歩は次の1558年、1673年、1722年の3通の為替手形に見られる<sup>1)</sup>。

1558年7月28日、10マルク0オンス20デニエ3グラム67.5デユカット  
翌8月26日に、この第1通為替手形により、私が受けた価値として、私のために、現金正貨10マルク0オンス20デニエ3グラム67.5デユカットを支払給え。

N<sup>xxx</sup>、リヨン

パリ、1673年6月1日、3000リーブル

拝啓

一覽後8日、本通のみの為替手形により、貴殿の町のジャック・ボダンまたはその指示に従い、同人から受けた価値として、貴殿のしもべからの通知に

---

(1) H. Lévy-Bruhl 「17世紀18世紀為替手形史」(パリ、1933年)35頁(なお、二番目は、サヴァリーの「完全なる商人」に引用されている)。

より記帳をして、現金正貨 3000 リーブルをお支払下さい。

敬具

ニコラ

パリ、1722 年 8 月 12 日、2000 リーブル

リヨンの銀行家、ド・ヴァレンヌ様

ユーザンスで、ベラル氏またはその指示するとおり、同人からの価値として、貴殿のしもべからの通知により記帳して、現金正貨 2000 リーブルを支払下さい。

サミュエル・ベルナール

## B. 譲渡性と行使

指図文言による譲渡性がフランスに根付くのは遅くなってからで、おそらく 17 世紀の 30 年代であったと思われる。王令時代には、為替手形のほとんどは依然として「まっすぐに」、すなわち指名された者に対して振り出され、手形の譲渡は可能ではあったが、手間と公正証書の作成費用がかかった。このため、便利な裏書による指図が根を下ろし始めた。裏書を正しく理解するにはさらに時間を要し、王令は「裏書」を単なる委任 (23 条) と所有権の譲渡 (24 条) という二つの異なった意味で使った。実務では、1673 年以前には裏書は要するに単なる署名であるとされていた。王令はとくに倒産の事態を考慮して、弊害を避けるために裏書を規制し、為替手形の支払の確実性を高めた。

王令は「手形は…指図された名の者に属し、移転または通知を要しない」(24 条) として、まず手形の受取人に手形の裏面に署名することによって手形を譲渡する権限を認め、所有権の裏書の合法性を認めた。こうして裏書は連続して行うことができ、中断がない限り、フランスで問題になることはなかった。しかし、裏書が手形の所有権の移転の効果を生じるには、一定の形

式要件があり、裏書人の署名のほか、日付、譲受人名、それが与えた価値の表示（金銭、商品、その他）を必要とした。これらの記載がなく署名のみの場合は「指図」（証券の所有権は裏書人に残る）に価せず、単なる委任に過ぎなかった。また、前日付の指図は偽造として罰された。しかし、こうした形式主義は実務からの抵抗に遭った。パルルマンの判例は、パリの6人の卸売業者が反対の意見にもかかわらず、サヴァリーの意見に従って王命に基づく日付の要求を支持した。その代わり、法律が（高利貸付と倒産の危険という従来と同様の理由により）排除しようとした白地裏書についての実務の動きを抑えることは難しかった。サヴァリーの時代には、学説、判例ともに白地裏書を認めず、1702年にもパリのパルルマンの判決はこれを認めなかった。しかし、流通の便宜から問題はあったものの、実務ではこれが慣行となっており、この現実を前にして、裁判所の抵抗も弱まった。18世紀半ば、大法官ダゲッソーはトゥールーズのパルルマンの照会に商事の必要性は取引の危険に優先すると現実的に回答している。

裏書という方法はさらに単純化を求め、商取引がそれを発展させ、為替手形は（学説が要求したような）三者を必要とせず、二者のみでよいとされた。振出人は自身の指示により、価値が支払われる手形を振り出した。手形には振出人と支払人の二者のみが記載された。実務では、仮に第三の名前が必要ならば、裏書の中に提供された価値とともに振出人や支払人とは異なった者があるとの議論があった。しかし、サヴァリーはこのような手形を為替手形と認めず、これは支払授権にすぎず、裏書はその性格を変えることはないとした。これは、為替手形にかかわる商事裁判所の管轄に関係する重要な問題であり、仮に、関係者二人の手形が手形ではないとされると、手形は支払に関する手形法理論のバックアップを失うことになる。18世紀の後半には、この問題がずっと議論された。破毀判決はあったが、パルルマンは関係者が二人の為替手形は無効とする判例を維持した。上訴理由書でパリのある商人は、為替手形は「第三の者に対してと振出人の指図によるという二つの方法で振

り出すことができるが、後者の方が頻繁である…これは商取引では広く使われている方法であり、商取引と同様に実績のある実務である」と述べている。商人はこの困難な問題を解決する王の宣言を求めたが、奏功しなかった。ミロメニル法案は振出人のためにまたはその指図のある為替手形は、いったん裏書が行われれば有効であるという妥協的な解決を取っている。

裏書に所有権移転効果を完全に認めると、この新たな制度は重大な議論を巻き起こした。学説は、裏書の理論化に苦勞したあげく、裏書とは債権の譲渡であるとした。この場合、サヴァリーが書いているように、譲受人は裏書人の権利をすべて代位するが、譲渡人以上の権利を持つことはできず、支払にあたって譲渡人に対抗できる抗弁は譲受人にも対抗することができた。もう一つ実務から生まれた説は、裏書を裏書人と被裏書人の間の新しい為替契約ととらえた。この場合、被裏書人は「所持人の名において、完全な所有権を持つ」ので、より保護が厚かったが、新しい為替契約であるとする、高利貸付の疑念を避けるため *distancia loci* の遵守と受領価値の記載が必要であることになるので、安易に被裏書人の権利がより保護されるとする実務界の意見に反対する意見もあった。のちに、ポティエは裏書を為替契約と債権譲渡を結びつけるものとしたが、これは被裏書人と手形の流通に有利な解決を合法化したものである。当時、この意見はおそらく実務の既得事項を追認しようとしたのであろう。

裏書は、まず裏書人による為替手形の移転の効果があつた。正しい裏書によって裏書人が失権すると、債権者は手形を差し押さえることができず、反対債権と相殺することもできなかつた（王令第 5 章 25 条の表現による）。その代わり、被裏書人が引受や手形の支払を得られなければ、裏書人は被裏書人の債務者であつた。裏書人は被裏書人や連続した所持人に対して振出人と同様の責任を負い、振出人と同様に支払人の支払能力を保証した。この保証は短期間（15 日）に行使しなければならず、その後、所持人は訴権を失つた。しかし、裏書人が支払人は期日に資金を受領していたことを証明できない場

合には、振出人と同様に期限後も責任を追及されることになった。被裏書人は為替手形の完全な所有権を得て、支払人の譲渡人に対する抗弁で対抗されることなく、支払人に対して支払を求めることができた。18世紀には抗弁の切断という一般原則が最終的に認められた。ジュスは、持参人払いまたは指図手形について明確に「真正な所有者であり、利益を与えられた所持人は債務者が譲渡人に対して持っていた抗弁で対抗することを恐れるまでもない」と述べており、為替手形にも適用していた。

為替手形が裏書の対象になったため、為替手形の行使について格別の安全性が求められるようになった。1673年王令は支払保証をかなり拡充した。問題は支払人による引受の段階から生じた。引き受けることで支払人は自らを為替手形の債務者とし、所持人との間に別の債務関係が形成される。このため、支払人は振出人からの資金受領のいかににかかわらず支払義務を負う。他方、引き受けられると、資金は振出人の手を離れる。振出人が倒産すると、資金は財団に入るので、倒産が一般に知れてから後は、支払人は為替手形を引き受けてはならない。また、過去の実務は所持人に期日前の引受の請求権限を認めていたが、固有の様式はなく、引受は口頭でもよかったし、手形をたどることは必ずしも容易ではないから、証人の証言に頼ることもあったが、こうした簡易な方法は為替手形の流通には危険なものであった。王令は引受を書面によることとし、また、条件付引受は単純な拒絶であるとしてこれを排した。しかし、法律は手形上に引受の文言を求めなかったので、手形に添付された別の証書によって引き受けることができた。王令は引受の拒絶も予定していなかった。慣行では、引受拒絶証書の作成を要し、これがあると、所持人は振出人と裏書人に対して通知し、その保証履行を求めることができた。現実には、サヴァリーが説いたとおり、為替手形が流通すると引受は稀になり、譲渡を予定した所持人は引受を求めることもなく、手形は期日のわずか数日前に支払地に到着するようになった。

王令は支払条件も詳細にしている。為替手形が流通するようになると、支



払人や所持人の視点から、安全性に関する規則が必要となった。商慣習に従って、支払人には支払実行までに期日から 10 日間の猶予が認められた。さらに 5 年間の特別の消滅時効が設けられた。この期間経過後、手形は免責と推定され、所持人の支払人と保証人に対する訴権は消滅した。この消滅時効は通常の 30 年に比べ例外的に短いものである。同じ考えから、18 世紀末には支払人にとって同程度に重要で異論も多かった問題であった、偽造手形の支払の問題が解決された。この種の事件が頻発したので、商人は何重にも注意しなければならなかったが、パリのパルルマンは 1787 年に名宛人は偽造手形の場合も支払によって免責されると判断した。

期日における支払拒絶についても、王令は証明方法と事実について細かく定めた。拒絶の事実拒絶証書によって証明されなければならず、期日後 15 日以内に二人の証人を伴って、公証人か裁判所の執行官が作成しなければならなかった。支払拒絶は、原則として厳格な商事法の適用、すなわち人身執行という重大な結果を招くので、公正証書にする必要があった。さらに、拒絶証書は支払金額の利息の始期を定め、所持人は裁判所に不動産差押えを申立てることもできた。拒絶証書をたてにとって抵当権を求める債権者もいた。1717 年勅令はこれを 1673 年王令の拡大解釈であり、「商業繁栄の基礎である信義誠実に反する」として、認めなかった。また、拒絶証書を得た所持人は、当初の債務者である振出人とともに裏書人と保証人を相手に保証の訴えを提起することができた。所持人がこの訴えを行うと、15 日の猶予が認められ、実際は、この期間中に保証した者に召喚する手続をとることなく、拒絶証書がある旨を通知するだけでよかった。事前に支払人が手形を引き受けていても、手形の保証人は責任を免れず、為替手形の署名者全員の間には、真の連帯関係が存在した。訴えを起こすとき、手形の所持人は署名者のだれに対しても請求することができたが、ポティエが言うとおりの「それらの一人に対する訴えは、他の者に対する訴えを排除するものではな」かった。保証の訴えの対象となりうる者には、分別と検索の抗弁はなかった。しかし、学説では

裏書人の真の責任限度について議論があったが、判例は裏書の連続に従って、すべての裏書人に支払の責任があるとした。連帯責任を負う裏書人のうちの一人が支払えば、他の者は所持人に対して免責された。この責任は実効性があり、1673年王令は「すべての者の間の」為替手形に関する紛争を商事裁判所の管轄とし、身体拘束の制裁を設けた。

### C. 手形流通における為替手形の地位

割引によって商取引における為替手形の譲渡がさらに簡易になった。法制史家には、割引に技術的にその性格と起源の二つの問題がある。割引は裏書の論理的必然であり、すでに17世紀初めには見られるが、18世紀初めまでは一般的でなかった。他方、為替手形は譲渡性と厳格な為替法に基づく安全性を得たが、商取引に残っていた他の手形に完全に取って代わるまではいかず、有利な点がまとめ上げられないまま、完全ではなかった。法制史の観点からは、重要性において劣らない問題がある。

いずれの言語でも割引には、期日前に債務者が債務を支払う場合に債権者が債務者に認める値引き、債務の最終決済前に支払われる前払い金、期日到来前に為替手形が支払われる場合の支払期日までの期間の利息、という三つの意味がある。最後の現代的な意味で、期日未到来の手形の所持人は、現金化、すなわち通貨との交換または貸方記帳が可能である。所持人は手形を取引し、銀行に売り、銀行が買い、これを割引く。18世紀には、割引業者は銀行家であることが多かった。とくに、割引には為替と本来の割引の二つの取引が密接に結びついていた。為替とは、同一通貨の異地（たとえば、パリのマルセイユに対する勝ち負け）あるいは振出地と異なる通貨の交換をいい、通貨の対価に対応し、余剰・不足に応じて変動した。割引は時間の変数であり、利息をともなった。同一地での売買は、単なる割引取引であったが、外地であれば売買は為替と割引の差引という二つの取引から構成された。古くからカノン法では為替取引は合法であったが、利息はそうではなかった。こ

のため、しばしば法制史家は 16 世紀にすでにローマ教会の足かせから解放された国で 17 世紀に入り広く割引が行われ、カトリックの国では形式的には為替手形を割引かず、為替の中に利息を隠していたとすることがある。しかし、たとえばマルセイユの書簡や会計記録といった説得力のある文書によると、銀行家が割引の機能を熟知し、割引と為替を完全に分離し、包み隠すことなく割引を行っていたことが明らかで、この点から反論されよう。また、17 世紀の後半にはフランスでも現に為替手形の割引が行われていたこともほぼ確実である。サヴァリーの回想録（鑑定書 14）は「この第三の種類の為替は、卸売業者と銀行によって、商業をより便利にし、相互の信用扶助のために生み出され…リヨン宛に振出された 3000 リーブルの手形の受取人であるピエールが手形が支払われる 3 ヶ月の期間の利息を顕現させて、金銭を与える他の卸売業者や銀行に対してこれを処分し、この対価見合いにピエールの手形を受領したジャックは、利息を支払って、現金化するために処分する」として、かなり明瞭に利息を指す取引を表現している。現実には、あるやり手の代訴人がたまたまカノン法の利息論を援用して法廷で勝ちを納めたり、また、このために 1789 年に国民議会が貸付利息を合法とするよう法原則の転換に腐心していたが、この原則はすでに長い間、日常の商取引には影響を与えていなかったのである。経済的には、為替手形は国際的に使われていたので、割引がヨーロッパ中のコルレスの商人や銀行間で同じようには理解されていなかったとは考え難い。割引取引という売買の方法が始まったのは古いが、フランスの銀行や商人は、少なくとも割引がはっきりとした形をとる前の 15 世紀末にはこれを受け入れていたのである。この影響がどこから来たかという、オランダ、イギリスなどの北方ヨーロッパ（*discount* がフランス語の *discompte* の語源）やイタリア（*sconto*）の卸売業者や銀行に起源があるう。

為替手形は 18 世紀には十分な実効性を得ていた。振出と売買によって手形が繰り延べ支払の手段となり、割引によって期限付き手形も即時に流動化

できるようになったことで、商業資本主義の手段となった。業者は何十年間かのビジネスの成果を即時に現金化することができ、すべては紙の移動と記帳によって決済された。このような手段も、まずは有力な商人の支払手段であった。互いに知悉し、署名を信用し合う遠距離の業者間の商取引は人数も会社の数からしても限られていたが、その下には、膨大な中小の地域的な取引関係が存在し、こうした売買は重要性においては劣るが、為替手形は小規模卸売業者も利用し、すでに特別な手段ではなくなっていた。商業地以外では、為替手形の扱いは難しく、このため、18世紀には実務では第三者の住居で支払われる為替手形が生み出された。ミロメニル法案の起草に当たって「特定人宛てに振り出され、第三者の住居において支払われる手形は、為替手形を利用し、いつでも現金化することが可能な大商業地では無意味ではあるが、重要性において劣る商業地では、所持人はその手形の支払を受けるのに適した商業コルレスを得ることや反対サイドの販売を行う商業機会を得ることはきわめて困難であるから、必要である」として、これを「中小規模」商業地の商取引に必要と認めることとした。まがいものではあるが、商取引では為替手形以外にいろいろな支払と信用を保証する文書が出回った。リヨンでは、16世紀に地域取引では債務の譲渡は公正証書によることとし、この慣行は17世紀の間、維持された。18世紀には、たしかに為替手形も国内取引に入ってきたが、1756年のカーンの商事裁判官の回想録に「王国のほぼすべての商取引は、紙、為替手形と手形で回っている」とあるように、その他の手形、とくに約束手形は商取引に必要であり、同様に流通していた。グイヨの総覧に、単純手形、為替手形、自己払い手形、指図式手形、白地手形、持参人払い手形といったこの種の手形の一覧がある。しかし、形態が多様で、従来の研究者はおそらくこうした手形を十分に理解できず、関心を払ってこなかったし、法制史家も為替手形に注目し、手形一般の研究をしてこなかったが、この研究は為替手形との関係でとくに必要である。とりあえず、一步を記すことにしよう。

こうした手形は為替手形と異なり、必ずしも商事性はなく、卸売業者間または商取引に基づく場合にのみ商事性を有するという点で共通であった。その代わり、たとえば、為替手形と約束手形を比較すると分かるように、個々の様式には多少とも商事の一般慣行に影響されたあとが見受けられた。1673 年王令は、当時広く使われていた為替手形に関する規定しかないが、約束手形はある者が他の者に対して提供された為替手形の代金として一定金額を支払うこと（または支払うべき金額の為替手形を提供すること）を約するものである。この場合、関係者は二者で、振出地で振出人が支払う。この手形は必ずしも指図式ではなく、譲渡性があるわけでもなかった。支払が拒絶されても拒絶証書の様式は必須ではなかったが、おそらくこの手形の署名者は商事裁判所の管轄の下にあり、身体拘束のおそれもあったので、商人間では普通この手続が取られた。提訴期限は為替手形と同様であった。指図式手形は 18 世紀初めには実務上重要な役割を果たしていたが、為替手形のような金銭のある場所から他の場所への引渡しを予定していない点で異なり、振出人と受取人だけで十分であった。振出人自ら支払、手形の振出地で支払うことも可能であった。ただ、指図式手形は提供価値の記載を要した。所持人は期日の 10 日以内に支払を求める必要があった。支払拒絶の場合、拒絶証書の作成は不要であったが、債権者は「為替手形について定められた期間内に裏書人に対してその訴えを起こさなければ、保証訴権は失権する」とポティエが書いているように、訴えを起こさねばならなかった。指図式手形の所持人は、サヴァリーがすでに示していたように、原則として商人ないし銀行を除いて、債務者に対する通常手続をとることができなかった。

こうした手形は為替手形よりも扱いが簡単で便利であったことは明らかである。為替とは関係がなく（約束手形）、為替取引とは間接的な関係しかないので、二者間で行うことができ、振出人自ら支払うことができ、振出と支払の場所を違える必要もなかった。また、商人の間で流通するという長所があり、単純手形（指名式）も商取引に使われはしたが、商業手形のほとんど

は指図式であった。その代わり、商事性のない手形は通常裁判所の管轄の下にあり、通常の支払の保証しかなかった。しかし、為替のからむ手形ならば、拒絶証書の要求を除いて、為替法が適用され、約束手形であれば、すでに見たとおり、商人の慣行として支払について為替手形法を準用した。とくに18世紀半ばのマルセイユとプロバンス、ラングドック間の商取引において約束手形が担った経済的役割の法的性格を解明する必要がある。これらの地域では約束手形は為替手形を補助するものであった。卸売業者はある意味で織物業などの製造業者にとっては銀行の役割を果たしたから、「製造者者の手形」とも呼ばれた。一般に、この手形は同じ場所で振り出され、支払われ、マルセイユでは、手形はその地を離れることなく流通した。また、ラングドックでは、この手形の流動性は高く、支払のために相当広く出回った。事実、このように手形の流通は一種の階層をなしており、為替手形の世界に入れない者や手段のない者には便利であり、一方、卸売業者は製造業者との関係でこれを使ったが、為替手形に転換するために手形を割り引かせ、仕事の関係から卸売業者が慣れている流通回路に乗せることになった。

実のところ、中小業者は、支払保証のある譲渡性支払手段、二者間で行われ、*distancia loci* の拘束のないもの、言い換えると、為替法の保証はあるが、為替契約という条件がない、流通性のある為替手形のような手段を求めていたのである。公正証書債務の慣行と譲渡性手形という慣行の間に、商慣行のある種の連続性をうかがうことができる。

白地手形、持参人払い式手形も同じような考え方に位置づけられよう。16世紀には持参人払い文言の慣行は普及しなかったが、これはおそらく所持人を債権の所有者ではなく、単なる譲渡人の代理人と看做したローマ法に由来する学説・判例の影響があったためであろう。商取引では持参人払い手形は使われず、便利な方式としては白地手形の慣行が生まれた。振出人が受取人名を書かずに、手形を振り出した。受取人名が白地であれば、簡単に流通し、手形の現金化を望む最後の所持人は支払を求めて、名を記入するだけであっ

た。所持人は、債務者に対する固有の、直接の権利を与えられ、支払呈示に当たって、手形を呈示した者が根拠となる書類を求められることはなかった。この手形の危険性は批難されたが、実務では、その便利さゆえに利用された。17 世紀初めのパルルマンの判例はこれを無効とし、シャトレの規則も商人間での白地手形を禁じ、パルルマンもこれを受け、1629 年の王令も同様であった。実務ではこの手形が断念されたが、需要はけっしてなくならなかった。商取引は同様の危険性はある持参人払い式手形を生み出した。この手形は 1716 年勅令（ローに対する持参人払い一覽性手形の振出特権を保護するために禁じられた）から 1724 年 9 月 24 日の最高評定院の判決（パリ証券取引所の創設と持参人払い手形を公式に有効と確認）までの短い期間を除いて、18 世紀中、生き残った。

1673 年王令は為替手形の商慣習に屈したことになる。商慣習が商人間で指図式手形を商業手形とし、これが革命期の法によって正式に確認されたのである。ミロメニル法案はすでに実務と王令の条文との間の妥協に努め、法典編纂もこの方向にあった。